

# 野菜価格安定制度を利用している 野菜生産者の皆様へ

令和3年1月から当分の間、初めて収入保険に加入される方は、**収入保険と野菜価格安定制度（野菜価格安定対策事業）を同時利用（1年間）することができます。**

- ※ 収入保険と野菜価格安定制度を同時利用される方は、**収入保険の保険料等と野菜価格安定制度の生産者の負担金の両方を支払います。**
- ※ また、収入保険の保険期間中に、**野菜価格安定制度の補給金を受け取った場合、収入保険の補てん金の計算上、その金額を控除します。**

収入保険に加入する場合のパターンをご紹介します。

## 基本のタイプ

保険期間の収入（農産物の販売収入）が、**基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補てんします。**

**基本のタイプ**は、**保険方式（掛捨て）と積立方式（掛捨てではない）の組み合わせ**です。

※ 保険方式の補償限度80%、積立方式の補償幅10%の場合

例えば、**基準収入1,000万円**の場合、**保険方式の保険料7.8万円、積立方式の積立金22.5万円、付加保険料2.2万円**で、**最大810万円の補てん**が受けられます。

保険期間の収入が**ゼロ**になったときは、**810万円（積立金90万円、保険金720万円）の補てん**が受けられます。

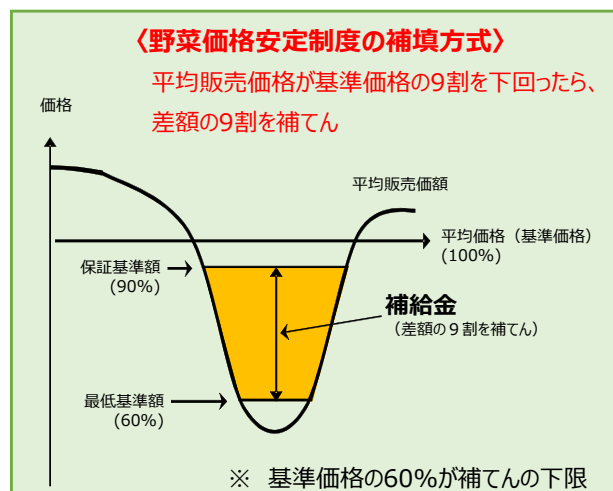
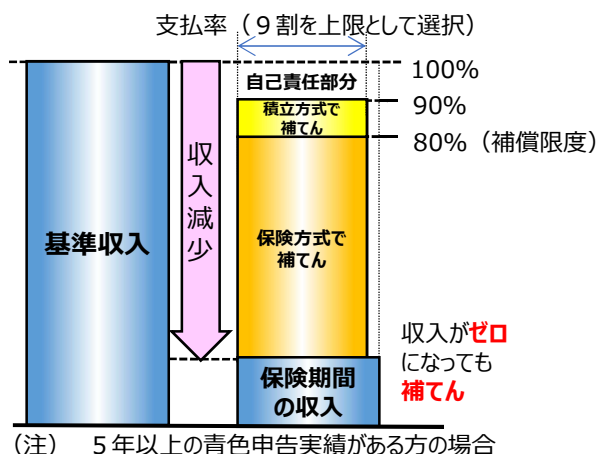
※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てではない積立方式」を組み合わせるかどうかは選択できます。

保険方式の補償限度は基準収入の80%～50%の中から選択できます。

保険方式の支払率は9～5割、積立方式の支払率は9～1割の中から選択できます。

※ 保険料には50%、積立金には75%、付加保険料には50%の国庫補助があります。積立金は補てんに使われなければ、翌年に持ち越します。

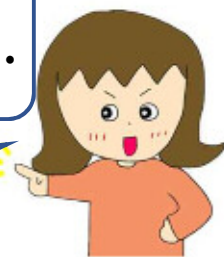
※ 保険料、積立金は分割払ができます（最大9回）。





複数作物を栽培しているので、  
収入全体は大きく減少しないんだけど・・・

**補償の下限を選択できます！**



## 保険料の安いタイプ<sup>①</sup>（補償の下限を選択）

保険方式の補償の下限を選択することで、保険料を安くすることができます。

※ 補償の下限は、基準収入の70%、60%、50%から選択できます。

**基準収入の70%を補償の下限として選択**すると、

例えば、**基準収入が1,000万円**の場合、

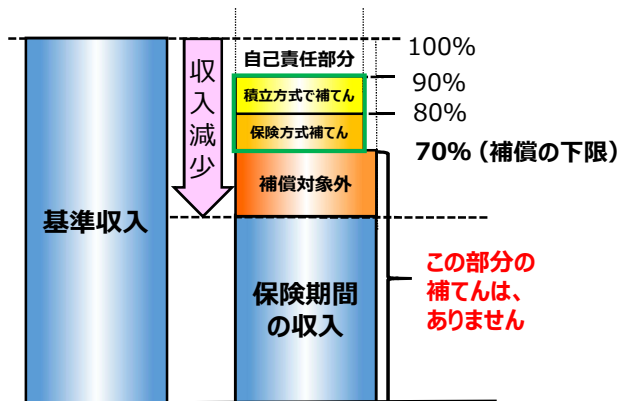
**保険料4.4万円、積立金22.5万円、付加保険料1.9万円**で、

保険期間の収入が**700万円**になったときは、**180万円（積立金90万円、保険金90万円）**の補てんが受けられます。

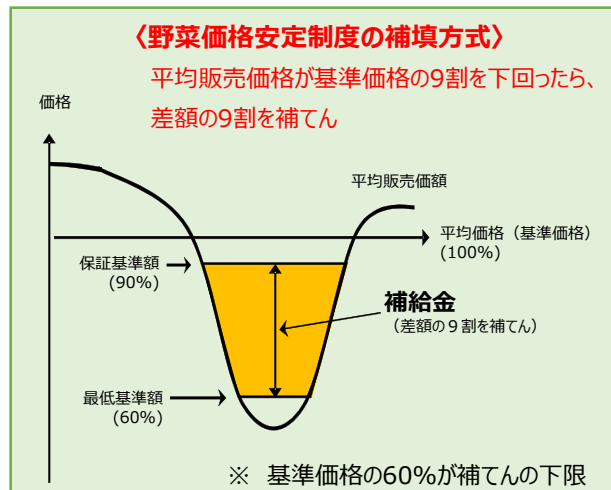
ただし、**700万円を下回った分の補てんはありません。**

※ 保険方式の補償限度80%、積立方式の補償幅10%の場合

**基準収入の70%を  
補償の下限とした場合の補てん方式**



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合



**★保険料の負担は、基本のタイプに比べて最大で約4割安くなります。**

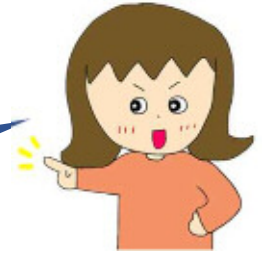
	保険料	積立金	付加保険料	補てん金
基本タイプ (補償の下限なし)	7.8万円	22.5万円	2.2万円	最大810万円
補償の下限70%	4.4万円	22.5万円	1.9万円	最大180万円
補償の下限60%	6.2万円	22.5万円	2.1万円	最大270万円
補償の下限50%	7.0万円	22.5万円	2.2万円	最大360万円

(基準収入が1000万円で保険方式の補償割合を80%に選択した場合)



大きな災害のときだけに  
補てんがあれば良いんだけど……

保険方式の補償限度を選択できます。



## 保険料の安いタイプ（低い補償限度を選択）

保険方式のみに加入し、**低い補償限度を選択**することで、**保険料を安く**することができます。

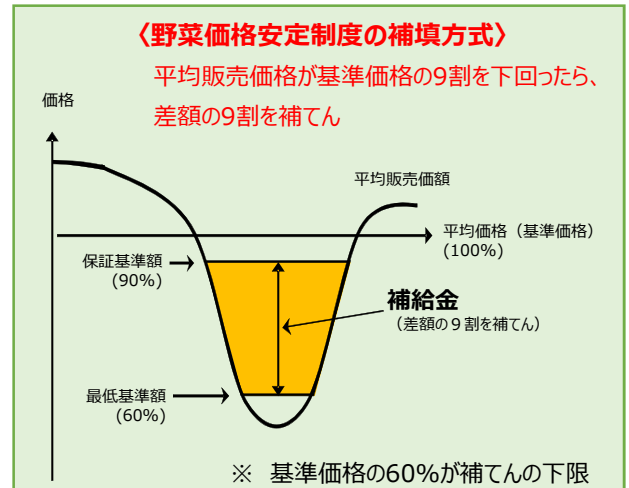
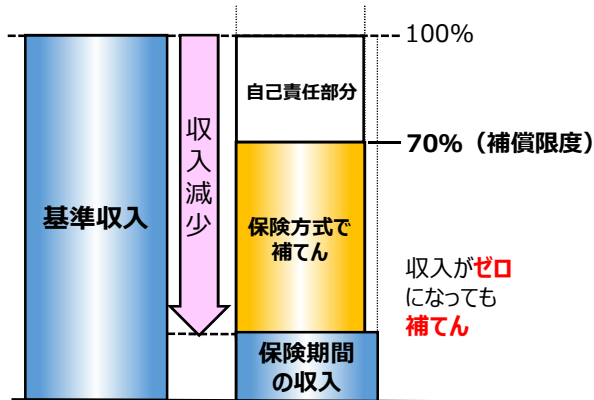
※ 低い補償限度は、基準収入の70%、60%、50%から選択できます。

**保険期間の収入が基準収入の7割を下回ったときに保険金が支払われるタイプ**を選択すると、

例えば、**基準収入1,000万円**の場合、**保険料3.7万円、付加保険料1.8万円**で、**最大630万円の補てん**が受けられます。

ただし、**保険期間の収入が700万円を下回らないと保険金は支払われません。**

補償限度70%を  
選択した場合の補てん方式



★**保険料の負担は、基本のタイプに比べて約5～9割安くなります。**

	保険料	積立金	付加保険料	補てん金
基本タイプ (補償限度80%)	7.8万円	22.5万円	2.2万円	最大810万円
補償限度70%	3.7万円	—	1.8万円	最大630万円
補償限度60%	1.8万円	—	1.6万円	最大540万円
補償限度50%	1.0万円	—	1.4万円	最大450万円

(基準収入が1000万円で保険方式の補償の下限がない場合)

## 収入保険と野菜価格安定制度の 同時利用に関するQ & A

**問1 収入保険の加入者が野菜価格安定制度の補給金を受け取った場合、収入保険の補てん金はどうなるのですか。**

(答)

収入保険の保険期間中に受け取った野菜価格安定制度の補給金（雑収入に計上する金額）を、当該保険期間の農業収入金額に加算することで、収入保険の補てん金の計算上、両制度の補てんの重複を排除することになっています。

**問2 収入保険の加入経験がある者も、収入保険と野菜価格安定制度を同時に利用することができますか。**

(答)

今回の特例は、収入保険の加入経験がない方を対象としたものです。令和元年及び2年の収入保険に加入されている方は、野菜価格安定制度の同時利用はできません。

**問3 令和3年1月から収入保険に加入し野菜価格安定制度を同時利用した場合、令和4年1月からの収入保険にも必ず加入しなければいけないのですか。**

(答)

令和3年1月から収入保険と野菜価格安定制度を同時に利用された方が、引き続き令和4年1月からの収入保険に加入するか否かについては、加入申請期限（個人の場合、令和3年11月まで）までに判断していただくこととなります。

**収入保険に関心のある方は、全国農業共済組合連合会  
又は相談窓口（農業共済組合等）へお問い合わせください。**

**全国農業共済組合連合会**

〒102-0082 東京都千代田区一番町19番地  
TEL：03-6265-4800(代)  
ホームページ：<http://nosai-zenkokuren.or.jp/>



(ホームページ)



(Facebook)



収入保険

検索

Webサイトでは様々な情報を公開中！  
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syunyuhoken/index.html>

〈お問い合わせ先〉  
農林水産省経営局保険課（03-6744-7147）

# 相談窓口

みなみ北海道農業共済組合 <https://www.minami-hkd-nosai.or.jp>

本所	〒053-0021	苫小牧市若草町5丁目5番3号	☎0144-84-5860
石狩支所	〒067-0055	江別市篠津401番地4	☎0111-382-5470
後志支所	〒044-0003	虻田郡倶知安町北3条東4丁目2番地	☎0136-22-0264
道南支所	〒041-1214	北斗市東前74-2	☎0138-77-8211
いぶり支所	〒059-1623	勇払郡厚真町新町214番地1	☎0145-27-3321
日高支所	〒056-0016	日高郡新ひだか町静内本町4丁目1番6号	☎0146-42-0904

北海道中央農業共済組合 <https://www.nosaido.or.jp>

本所	〒074-0001	深川市1条5番5号(2F)	☎0164-22-7070
空知中央支所	〒068-0007	岩見沢市7条東2丁目13番地	☎0126-22-0137
南空知支所	〒069-1341	夕張郡長沼町宮下1丁目1番1号	☎0123-88-3233
中空知支所	〒073-0022	滝川市大町1丁目5番14号	☎0125-22-2211
北空知支所	〒074-0001	深川市1条5番5号(1F)	☎0164-22-7111
上川北支所	〒095-0044	士別市東山町3343番地2	☎0165-23-4161
富良野支所	〒076-0043	富良野市字南大沼の2	☎0167-23-4830
上川中央支所	〒078-8208	旭川市東旭川町下兵村517番地	☎0166-36-2162
留萌支所	〒078-3711	苫前郡苫前町字旭40番地の9	☎0164-64-2591
宗谷支所	〒097-0001	稚内市末広4丁目2番31号	☎0162-33-6565

十勝農業共済組合 <https://www.tokachi-nosai.or.jp>

本所	〒089-1182	帯広市川西町基線59番地28	☎0155-59-2006
中部事業所	〒080-2331	帯広市基松町基線35番地12	☎0155-63-2206
南部事業所	〒089-2106	広尾郡大樹町下大樹180番地1	☎01558-6-2141
西部事業所	〒089-0103	上川郡清水町字清水第1線50番地41	☎0156-62-2072
北部事業所	〒089-3708	足寄郡足寄町愛冠14番地20	☎0156-29-8800
東部事業所	〒089-5235	中川郡豊頃町中央若葉町23番地3	☎015-574-2421
北西部事業所	〒080-0573	河東郡音更町駒場南3番地4	☎0155-32-8010

北海道ひがし農業共済組合 <http://www.nosai-doto.or.jp>

本所	〒086-1106	標津郡中標津町西6条南11丁目6番地1	☎0153-77-9182
----	-----------	---------------------	---------------

オホーツク農業共済組合 <https://nosaiok.or.jp>

本所	〒099-0879	北見市美園497番地1	☎0157-66-6000
興部支所	〒098-1604	紋別郡興部町字興部772番地1	☎0158-82-2836
湧別支所	〒093-0731	紋別郡湧別町芭露194番地2	☎01586-6-2201
大空支所	〒099-2356	網走郡大空町女満別昭和149番地10	☎0152-74-3900

北海道農業共済組合連合会 <https://www.hknosai.or.jp>

〒060-0004	札幌市中央区北4条西1丁目1番地	北農ビル15階	☎011-271-7235
-----------	------------------	---------	---------------